

森ビルグループ 贈収賄防止方針

森ビルグループは、「都市を創り、都市を育む」の理念のもと、ビジネスパートナーを含む様々なステークホルダーの皆様とともに推進する都市づくりを通じて、住む人、働く人、訪れる人が心身ともに健康で、生き生きと過ごすことができる、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

この「森ビルグループ 贈収賄防止方針」(以下、「本方針」といいます。)は、公正な取引社会を実現することを目的として国際的に重要な課題となっている贈収賄防止に関する基本的な考え方と対応方針をまとめたもので、森ビルグループは、国内外の法令、企業行動規範および本方針に基づき、贈収賄およびその疑いのある行為等、不適切な利益の授受・供与の防止に取り組んでまいります。

森ビルグループの事業にかかわる取引先の皆様におかれましては、本方針についてご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

1. 贈収賄防止のコミットメント

森ビルグループの役員、従業員、派遣社員およびその他業務に従事するすべての者(以下、「役職員等」といいます。)は、直接・間接または国内外を問わず、公務員(公務員に準ずる者を含みます。以下同じ。)に対する贈賄(不正な商取引の機会および利益の獲得を目的として、金銭その他有形・無形の利益について、申し入れ・約束・提供をする行為をいいます。)をはじめとするあらゆる贈収賄に一切関与せず、贈収賄防止に関する各国の法令を遵守します。なお、贈賄には、ファシリテーションペイメント(通常の行政サービスにかかる手続の円滑化を目的とした公務員への少額の支払のことをいいます。)も含まれます。

2. 贈収賄防止体制の整備と有効性確保に向けた取組み

森ビルグループは、役職員等による贈収賄を防止し、贈収賄に関する各国の法令を遵守するため以下のとおり体制を整備し、適切に運用するとともに、定期的に有効性を評価し、見直します。

(1) リスクアセスメント

- ・ 贈収賄に関するリスクアセスメントを実施することにより、事業内容を踏まえたリスク領域およびリスク内容を把握・分析し、各リスクの程度に応じて適切に対応します。
- ・ リスクアセスメントを通じて把握したリスク領域、リスク内容およびリスク対応については、定期的に見直しを行います。

(2) デューデリジェンスの実施

- ・ 取引が新規のものであるか既存のものであるかを問わず、取引先および取引先との取引に介入する第三者に関し、必要に応じて、贈収賄リスクに関する調査を行い、取引関係を適正に管理します。また、必要に応じて、取引先および取引先との取引に介入する第三者に贈収賄防止をご確約いただきます。
- ・ M&A を実施する際には、事前に対象会社の贈収賄リスクについて評価を行い、評価結果に応じて適切に対応します。また、M&A 実施後は、対象会社について内部統制の整備等を実施し、贈収賄防止の徹底を図ります。

(3) 会計記録の管理

- ・ 全ての取引および資産の処分について、会計記録を正確に作成し、保管します。

(4) 教育・研修

- ・ 役職員等に対して本方針を周知徹底し、贈収賄防止に関する教育・研修を実施します。

(5) 懲戒

- ・ 役職員等が本方針、贈収賄に関する社内規程または贈収賄に関する各国の法令に違反した場合に

は、当該役職員等の役職を問わず、定められた手続に則った懲戒処分を行います。

(6) モニタリング体制の整備

- ・ 贈収賄防止体制とその運用について、所管部門により有効性に関するモニタリングを適時に実施し、継続的に改善します。

(7) 組織体制の整備

- ・ 贈収賄防止を含むコンプライアンスを統括する責任と権限を有する統括責任者(以下、「チーフ・コンプライアンス・オフィサー」といいます。)を設置します。
- ・ チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの推進状況を取締役会、監査役会およびコンプライアンス委員会に適時に報告します。
- ・ 関係部門および森ビルグループ会社の現地拠点にコンプライアンス責任者・担当者等を配置し、関係部門および森ビルグループ会社の現地拠点においてコンプライアンス体制を構築・運用させます。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、その活動を支援するとともに、関係部門および森ビルグループ会社の現地拠点から適宜コンプライアンスの推進状況および問題が生じた場合にはその問題について報告を受けます。

(8) 内部通報制度の整備

- ・ 贈収賄を含むコンプライアンス違反について匿名で通報できる内部通報窓口を社内外に設置し、違反行為の早期発見と是正に努めるとともに、これらの通報等の内容を適切に記録し保管します。

(9) 有事対応

- ・ 贈収賄およびその疑いがある行為を把握した場合には、必要な調査を迅速に行い、適切に対応します。また、これらの調査等の内容を記録し保管します。
- ・ 不正行為が発生した場合には、その原因を分析し、コンプライアンス体制の改善を含む適切な是正措置を講じるとともに、不正行為および調査結果からの教訓を教育・研修内容に反映させる等、再発防止に向けた取組みを行います。

(10) 継続的な改善

- ・ 贈収賄防止に関連する取組みの継続的な改善を行います。